様式第54号（第131条関係）

|  |
| --- |
| 請　　　書（工　事）江北町長　　　　　　　　 様 |
| 工事名 | 　　 |
| 工事場所 | 　　 |
| 工期 | 　着工　　　　　　年　　　月　　日 |
| 　成工　　　　　　年　　　月　　日 |
| 契約金額 | ￥　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税の額 ￥　　　　　　　） |
| 上記の工事について下記の条件によりお請けいたします。１　工事は別紙仕様書及び図面により施行完成します。ただし、仕様書及び図面に明示されてない部分については、すべて町の指示に従います。　２　町の承諾を得ないで、工事に関する権利、義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。　３　工事が完成したときは、書面をもって検査を申請します。　４　物件の所有権は、町が合格と認定し領収書を交付された時から町に移るものとし、それ以前に生じた一切の損失はすべて当方が負担します。　　　なお、引渡後１年以内に貴町の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じた時は無償で手直しいたします。　５　工事に使用する材料は、町の担当者の検査に合格したものを使用します。　６　当方が不可抗力その他正当な事由によらないで工期を誤った場合は工期末日の翌日から完成の日まで日数に応じ、契約金額につき、工期を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額を支払います。　７　当方の責に帰する事由により契約を解除されたときは、違約金として契約金額の１０％を支払います。　８　現在及び将来にわたり、自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及びこれらの者と何ら関係を有していないことを確約します。　９　町の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は、相当の補償の申し出をいたします。１０　この件について、疑義が生じたときは協議のうえ定めます。　　　年　　月　　日住　所　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |